



千葉縣警部直井綱任官ノ

件

右謹テ奏ス

明治四十一年八月十七日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

内

閣



裏面白紙

官制 内第 三九〇 號

明治三十二年八月十五日

内閣書記官



内閣總理大臣

[Signature]

内閣書記官長 *[Signature]*

千葉縣警部正八位勲八等直井 綱
任千葉縣西瑳郡長
叙高等官八等

千葉縣警部正八位勲八等直井 綱

任千葉縣匝瑳郡長

敘高等官八等

右明治廿三年勅令第九號、依り郡區長試驗委員長、銓衡ヲ經謹テ奏ス

明治四十一年八月十四日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内務省

郡第三十七彌

千葉縣警部直井綱

右者本人ノ履歴書ニ依リ銓衡候處
長相當ノ資格アル者ト認ム
郡

明治四十一年八月十四日

郡區長試験委員長

法学博士一木嘉徳郎

裏面白紙

六〇六

別紙千葉縣警部直井綱轉任ノ件
上奏書進達ス
明治四十一年八月十四日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内閣總理大臣侯爵桂 太郎殿

内務省

王
名
札

直井綱轉任ノ件

四日

學博士男爵平田東助



太郎殿

内務省

27

王名を代表する少佐物、
名は松崎と記す

内務大臣秘書長